

神戸市介護職員初任者研修等受講費給付金

申請手続き等について

1 給付対象経費

「介護職員初任者研修」「居宅介護職員初任者研修」に係る受講費および教材費等

※ 分割払いの手数料や追試の費用は対象外

2 給付対象となる職員の要件

申請時点で次のすべての要件を満たす者

- (1) 神戸市内に所在する2ページのいずれかを実施する指定（認定）事業所において勤務する者
- (2) 対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内である者
- (3) 対象研修を修了した日の翌日以降の対象事業所1箇所における勤務期間が3箇月（休職期間を除く）を経過し、かつ申請日時点において引き続き勤務している者
- (4) 対象研修受講に係る費用を完納している者
- (5) 国、他の地方公共団体等から給付金と類似の給付を受けていない者又は給付を受ける予定がない者

3 給付金額

対象研修に係る受講費および教材費等の半額（上限5万円。千円未満の端数は切り捨てる）。

また対象者が対象事業者等から同種の給付金等（兵庫県が実施する「実務者研修等の受講料の補助」を財源とする場合を含む）の交付を受けている又は受ける予定となっている場合は、給付対象経費からその金額を控除した後、なお残る給付対象職員の負担額を対象とする。

（例1）給付対象経費が65,000 円で、事業者からの給付金がない場合

$65,000 \text{ 円} \div 2 = 32,500 \text{ 円}$

千円未満を切り捨てるため、給付交付金額は 32,000 円

（例2）給付対象経費が65,000 円で、事業者からの給付金が 10,000 円の場合

$65,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = 55,000 \text{ 円}$

$55,000 \text{ 円} \div 2 = 27,500 \text{ 円}$

千円未満を切り捨てるため、給付交付金額は 27,000 円

4 申請受付期間

令和8年3月15日（日曜日）まで

※予算の範囲内で給付します。要件を満たす場合は早めに申請してください。

5 提出先、問い合わせ先

e-KOBE の申請フォームにて、下記担当課へ申請してください。

※e-KOBE での申請方法については、別紙をご参照ください。

(1) 介護保険サービス事業所（施設）の場合

申請フォーム URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/c9b3dc4e-4ccc-493d-a944-be755a198657/start>



担当課：介護保険課

電話番号：078-322-6229

(2) 障害福祉サービス事業所の場合

申請フォーム URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/52a02ed9-d77d-4de2-a81d-f7ed7dcb33b3/start>



担当課：障害者支援課

電話番号：078-322-6352

給付対象事業所

介護保険サービス	居宅サービス（介護予防サービスを含む）	訪問介護（ホームヘルプ）
		訪問入浴介護
		通所介護（デイサービス）
		通所リハビリテーション（デイケア）
		短期入所生活介護（ショートステイ）
		短期入所療養介護（ショートステイ）
		特定施設入居者生活介護
		基準該当短期入所生活介護（ショートステイ）
	地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問介護
		地域密着型通所介護（デイサービス）
		認知症対応型通所介護（デイサービス）
		小規模多機能型居宅介護
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）
		看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
	施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
		介護老人保健施設（老人保健施設）
		介護医療院
	介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業
		第1号通所事業

障害福祉サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		療養介護
		生活介護
		短期入所（ショートステイ）
		重度障害者包括支援
		施設入所支援
	訓練等給付	自立訓練
		就労移行支援
		就労継続支援
		就労定着支援
		自立生活援助
	地域生活支援事業	共同生活援助（グループホーム）
		移動支援事業
		地域活動支援センター